

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 利用約款

(約款の目的)

第1条 グループホームつばい（以下「当施設」という。）は、要支援2及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護入居利用同意書を当施設に提出したのち、令和2年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入居利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主催者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払い期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入居利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの対価として、利用者負担説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、その月の利用料金合計額の請求書及び明細書を翌月10日までに作成し、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者は、連帯して当施設に対し、当該合計額を翌月の10日から20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年又は5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その利用者の他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じることができません。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の

利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、医学的対応が必要と判断した場合、主治医に連絡し、医師の指示に従います。また、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

協力医療機関

- ・名称 ナカムラ病院
- ・住所 広島市佐伯区坪井三丁目818-1

協力歯科医療機関

- ・名称 ナカムラ病院
- ・住所 広島市佐伯区坪井三丁目818-1

協力医療機関

- ・名称 五日市記念病院
- ・住所 広島市佐伯区倉重一丁目95

2 当施設は、利用者に対し、当施設における認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が困難な場合、他の専門的な機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、必要な措置を講じます。

- 2 主治医の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。また、事故の原因を究明し、再発防止に取り組みます。

(重度化した場合の対応)

- 第12条 利用者が身体的・精神的に重度化し専門的な医学的対応が必要になった場合、主治医の適切な判断等により関連医療機関と連携を図り対応します。
- 2 利用者が重篤な状態で24時間の医療行為が必要になったり、看取りの必要が生じた場合は当施設での対応が難しい為、本人及び家族、主治医の話し合いのもと併設の医療機関で適切な対応をします。
 - 3 当施設の利用期間中に、医療機関へ入院された場合における料金は、家賃のみお支払いいただきます。

(要望又は苦情等の申出)

- 第13条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。(電話 082-923-8387)
- 2 当施設は、要望又は苦情等の申し出があった場合、迅速かつ誠実に対応します。

(賠償責任)

- 第14条 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(私物管理)

- 第15条 当施設に私物管理を依頼される場合は、紛失や破損についてご理解頂きご依頼くださるようお願いいたします。万一紛失や破損が起こった場合、当施設では責任を負いかねます。入居者の状態や安全対策上の理由で、私物管理をお断りするケースもございますのでご了承ください。

(第三者評価実施状況)

- 第16条 当事業所は第三者評価機関による評価を実施しております。

(利用契約に定めのない事項)

- 第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。